

「竹の里・乙訓」と「もうひとつの京都」を結ぶ大物産展企画・運営等業務に係る 業務委託仕様書

第1 業務名称

「竹の里・乙訓」と「もうひとつの京都」を結ぶ大物産展企画・運営等業務

第2 委託期間

契約締結の日から平成29年10月13日（金）

第3 場 所

京都府向日市内（京都向日町競輪場）

第4 趣 旨

京都縦貫自動車道の全通や新名神の整備などの社会基盤が整いつつある中、交通の要衝地かつ大消費地である乙訓地域において、そのポテンシャルを最大限に活かした大物産展を平成29年9月23日（土・祝）に開催し、府内各地の交流と賑わいを創出する。

第5 主 催

乙訓商工・観光協議会

第6 委託内容

本業務においては、大物産展に係る企画・運営等を以下のとおり行うこと。

なお、業務実施については、以下に実施すべき最低限の項目が示されているので、大物産展事業の趣旨に沿った効果的な業務執行方法について、委託料等の範囲内で実施すること。

(1)コンセプト

高速道路網の整備により「もうひとつの京都（海・森・お茶）」の表玄関となる乙訓地域において、乙訓地域と府内各地の物産・歴史・文化の PR 及び商品の販路拡大に繋げるとともに地域ブランドに成長した「京都向日市激辛商店街」とのコラボレーションによる大物産展とする。

(2)出店規模等

100店舗（内訳は概ね以下のとおり）程度とし、当日の出店時間は午前9時30分から午後4時まで（予定）とする。

①乙訓地域及び他の府内地域からの出店 50店舗

②京都向日市激辛商店街及び他府県の激辛商店等からの出店 50店舗

(3)業務区分

①事業総合企画及び調整

- ・ 出店募集、受付、出店者との調整（出店負担金徴収、アンケート含む）
- ・ 物産展に係る関係事業者間の調整（下の③参照）
- ・ 消防及び保健所等、各種届出
- ・ 前日等準備及び当日運営全般（ステージ運営及び会場の使用開始前の現状復旧を含む）

②広報PRの企画及び実施

- ・ホームページ、情報誌、マスメディアなどを活用した広報PRの企画及び実施
- ・別途作製する告知用チラシ及びポスターの関係機関等への送付
- ・当日等配付チラシの作製及び乙訓2市1町への全戸配付

※全戸配付については、乙訓2市1町のシルバー人材センターに依頼予定

- ・サイン作製及び設営・撤去

※サイン類

出店者、PRブース、インフォメーション、ステージ看板、駐車場誘導、場内案内、ステージプログラム等

※適宜、誘導サイン及び看板等を設置し、来場者のスムーズな誘導等に努めること。

③関係事業者間調整について

下記関係事業者との調整等を円滑に実施し、物産展がスムーズに実施できるよう調整すること。

- ・出店、PRブース等設営
- ・電気設備（出店ブース及び食事提供に係るもの）
- ・場内、場外警備
- ・開催中の場内清掃、終了後のごみ搬出
- ・シャトルバス運行
- ・その他

【参考】ブース設営等

以下のブース等を9月22日午後8時30分までに設営

- ・100店舗の販売等ブース
- ・竹の里・乙訓及びもうひとつの京都（海・森・お茶）のPRブース
- ・競輪関連等PRブース
- ・ステージ関連機材

(3)出店料等の徴収等

委託業務の充実を図るため、出店料及び企業協賛金等を活用する場合、変更契約の上、事業を実施することができるものとする。なお、出店料の徴収額については、乙訓商工・観光協議会と調整すること。

(4)業務完了報告

本業務が完了したときは、別途定める方法により、業務完了報告書を提出すること。

第7 業務上の留意事項

(1) 業務の進捗管理を徹底し、乙訓商工・観光協議会に対して随時報告を行い、指導等を受け、円滑な業務の進行に努めること。

また、乙訓商工・観光協議会の連絡調整を緊密に行うため、専属の担当者をおくこと。

(2) 業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、乙訓商工・観光協議会と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

(3) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、乙訓商工・観光協議会と協議して決定するものとする。